

④精神科看護の医療報酬に係る費用

2026/6/1改正

項目	サービス1日当たりの料金							
	内容			体制	新			
					算定料			
基本料金（1日につき）								
精神科 訪問看護基本療養Ⅰ	週3日目まで （看護師、保健師、作業療法士の場合）			✓	30分未満 4,250円			
					30分以上 5,550円			
	週4日目以降 （看護師、保健師、作業療法士の場合）			✓	30分未満 5,100円			
					30分以上 6,550円			
	週3日目まで （准看護師の場合）			✓	30分未満 3,870円			
					30分以上 5,050円			
	週4日目以降 （准看護師の場合）			✓	30分未満 4,720円			
					30分以上 6,050円			
精神科 訪問看護基本療養Ⅲ	看護師、保健師、 作業療法士の場合	同一建物 同一日 2人	週3日目まで	✓	30分未満 4,250円			
			週4日目以降		30分以上 5,550円			
			同一建物 同一日 3人以上		週3日目まで	30分未満 5,100円		
					週4日目以降	30分以上 6,550円		
		准看護師の場合			同一建物 同一日 2人	✓	30分未満 2,130円	
							30分以上 2,780円	
			同一建物 同一日 3人以上				✓	30分未満 2,550円
								週4日目以降
	同一建物 同一日 2人	週3日目まで		✓	30分未満 4,250円			
					週4日目以降	30分以上 5,550円		
			同一建物 同一日 3人以上		✓	30分未満 5,100円		
						週4日目以降	30分以上 6,550円	
		同一建物 同一日 3人以上				✓	30分未満 1,940円	
							週4日目以降	30分以上 2,530円
			同一建物 同一日 3人以上		✓		30分未満 2,360円	
							週4日目以降	30分以上 3,030円
加算項目（一日につき）								
精神科複数回訪問加算	1日に2回以上訪問した場合	同一建物2人以下		✓		4,500円		
		同一建物3人以上	4,000円					
	1日に3回以上訪問した場合	同一建物2人以下	8,000円					
		同一建物3人以上	7,200円					
精神科 緊急時訪問看護加算	計画外の緊急訪問をした場合			✓	月14日目まで 2,650円			
					月15日目以降 2,000円			
夜間・早朝訪問加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合			✓	2,100円			
深夜訪問加算	深夜(22時～翌6時)に訪問した場合			✓	4,200円			
訪問看護管理療養費	主治医と連携して計画的な管理を継続的行なった場合 （月の初日）			✓	7,670円			
	2日目以降			✓	訪問看護管理療養費Ⅰ 3,000円			
					訪問看護管理療養費Ⅱ 2,500円			

加算項目（一週間につき）						
精神科 複数名訪問看護加算	看護師、保健師、 作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	✓	4,500	円
			同一建物3人以上		4,000	円
		1日2回	同一建物2人以下		9,000	円
			同一建物3人以上		8,100	円
		1日3回以上	同一建物2人以下		14,500	円
			同一建物3人以上		13,000	円
	准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下		3,800	円
			同一建物3人以上		3,400	円
		1日2回	同一建物2人以下		7,600	円
			同一建物3人以上		6,800	円
1日3回以上	同一建物2人以下	12,400	円			
	同一建物3人以上	11,200	円			
看護補助者、精神保健福祉士の場合	同一建物2人以下	3,000	円			
	同一建物3人以上	2,700	円			
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問を行った場合			✓	5,200	円
加算項目（一月につき）						
特別管理加算	在宅酸素、在宅自己導尿、人工肛門・膀胱を設置している状態や真皮を越える褥瘡の状態の場合			✓	2,500	円
	在宅悪性腫瘍・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態や気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算			✓	5,000	円
在宅患者連携指導加算	医療機関や薬局と情報共有し、利用者や家族に指導を行った場合			✓	3,000	円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (1月につき2回)	状態の悪化に伴い、医師や歯科医師、薬剤師、ケアマネージャーとカンファレンスを行い、共同で指導を行った場合			✓	2,000	円
訪問看護情報提供 療養費	利用者の同意を得て、市町村等に情報提供書を提供した場合			✓	1,500	円
24時間対応体制加算	緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合 (事前同意)			✓	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	
					6,800	円
					上記以外の場合	
					6,520	円
加算項目（都度加算）						
退院時共同指導加算	退院等にあたって、医師・看護師が共同して在宅療養生活の指導を行い。文書で指導内容を提供した場合に入院中1回 (特別管理加算等対象の方2回まで)			✓	8,000	円
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者に対して上記共同指導加算を算定する場合			✓	2,000	円
退院支援指導加算	退院した日に療養上の指導を行った場合 ・厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合 ・上記以外の場合			✓	8,400	円
					6,000	円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門、人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合				2,500	円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合				2,500	円
看護・介護職員 連携強化加算	喀痰吸引を行う【登録特定行為事業者】として登録している訪問介護事業所と連携し訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援				2,500	円
訪問看護医療DX情報 活用加算	厚生労働大臣が定める基準に適しているものとして届け出た訪問看護ステーションの看護師が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う			✓	2,000	円

加算項目（その他）			
ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した物を含む）または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（看取り介護加算等を算定していない利用で、ターミナルケアを行った後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを行った場合。	✓	在宅または特養で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない場合 25,000 円
			在宅または特養で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定している場合 10,000 円
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療（Ⅰ）の死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合		1,500 円
ベースアップ評価料（Ⅰ）	訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）を算定した場合	✓	780 円

＊ ◆ 末期の悪性腫瘍や神経難病など厚生労働大臣が定める疾病等、特別訪問看護指示書が交付された場合を除く。
〈保険適用外料金〉

死後の処置料10,000円、事業地域外の交通費100円/km（いずれも税込）、衛生材料等実費